



栃木県公報

令和3(2021)年
3月11日(木)
号 外
第 5 号

目 次

条 例

○栃木県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定…………… 1
 ○栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の制定…………… 2

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定（栃木県条例第1号）

令和3(2021)年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の選手その他の関係者（以下「大会の選手等」という。）を県内において受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症に対する対策に要する経費の財源に充てることを目的とする栃木県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 1 積立て（第2条関係）
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。
- 2 処分（第6条関係）
基金は、大会の選手等を県内において受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症に対する対策に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。
- 3 その他
基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) この条例は、令和4(2022)年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

◇栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の制定（栃木県条例第2号）

新型コロナウイルス感染症のまん延の防止並びにそのまん延の影響を受けている地域経済及び県民生活への支援の充実を図ることを目的とする栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 1 積立て（第2条関係）
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。
- 2 処分（第6条関係）
基金は、基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。
- 3 その他
基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。
- 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 二 栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例

令和三年三月十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第1号

栃木県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の選手その他の関係者(以下「大会の選手等」という。)を県内において受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)に対する対策に要する経費の財源に充てるため、栃木県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、大会の選手等を県内において受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症に対する対策に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(総合政策課)

栃木県条例第二号

栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例

(設置)

第一条 国が県に交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)のまん延の防止並びにそのまん延の影響を受けている地域経済及び県民生活への支援の充実を図るため、栃木県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業政策課)